

# I 環境教育の基本的理解

## 1 環境教育の主な歴史

年	主な出来事
1948（昭和23）年	国際自然保護連合設立総会：「環境教育」の提唱
1972（昭和47）年	ストックホルム会議：人間環境宣言で「環境教育」の重要性を強調
1975（昭和50）年	ベオグラード会議：環境教育の目的と目標*
1980（昭和55）年	世界環境保全戦略：「持続可能な開発」の提唱
1987（昭和62）年	ブルントラント委員会最終報告書
1992（平成4）年	地球サミット：気候変動枠組条約，生物多様性条約など
1997（平成9）年	テサロニキ会議：「持続可能性」概念の定義
2002（平成14）年	ヨハネスブルグ・サミット： 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の提唱
2005（平成17）年	「国連・持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の開始（～2014年）
2010（平成22）年	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催
2011（平成23）年	東日本大震災
2012（平成24）年	リオ+20会議：グリーンエコノミーの提唱
2014（平成26）年	ESDに関するユネスコ世界会議： ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）採択
2015（平成27）年	国連サミット： 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

### ※ ベオグラード憲章・環境教育の目標

環境とそれに関連する諸問題に気付き，関心をもつとともに，現在の問題解決と新しい問題の未然防止に向けて，個人及び集団で活動するための知識，技能，態度，意欲，実行力を身に付けた人々を世界中で育成すること

## 2 ESDと環境教育

Education for Sustainable Development：「持続可能な開発のための教育」

### (1) 持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに，それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき，将来世代にも継承することができる社会

### (2) 持続可能な開発（Sustainable Development）

「環境と開発に関する世界委員会」が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で，「将来の世代の欲求を満たしつつ，現代の世代の欲求も満足させるような開発」のこと。この概念は，環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとして捉え，環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つ。

持続可能な社会づくりのためには、環境問題以外の問題も含めて取り組むことが必要になります。例えば、開発途上地域における貧困や人口の急増は、自然破壊、居住環境の悪化等の環境問題を引き起こします。自然環境に近い所で日々生活している女性や先住民の意志は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。科学技術は、必ずしも環境に配慮して発展してきたとは言えない側面がある一方で、環境問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことが期待されます。

（「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（2012年6月閣議決定）より）

### (3) ESD（持続可能な開発のための教育）

環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育

→ 持続可能な社会の担い手を育む教育



図 ESDの概念

(<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>より引用)

「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の最終年である2014年11月、日本政府とユネスコ等の共催により、岡山市と名古屋市において「持続可能な開発のための教育に関するユネスコ世界会議」が開催。「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が公式に発表され、持続可能な開発を加速するために、教育、学習、学習の全て段階・分野で行動を起こし強化することが求められた。

→ 持続可能な社会の構築を目指してESDの視点を取り入れた新たな環境教育を構築することが有益である。

### 3 環境教育に関する国の動向

- (1) 教育基本法 第2条第4項（2006年12月改正）  
生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (2) 学校教育法 第21条第2項（2007年6月改正）  
義務教育の目標の一つとして位置付け。  
学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (3) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（2011年6月公布）  
「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（2003年7月）の改正法

#### 【環境教育の概念】

「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

（「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」2011年6月）

- (4) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（2012年6月閣議決定）

### 4 様々な環境問題

豊かで便利な生活（社会経済活動の拡大）に伴い、日常生活と密接に関連する課題として、環境問題が取り上げられるようになった。

